

逗子市 -Press Release-

2024年3月6日

逗子市

地域見守り活動に関する協定を締結します

株式会社スズキヤが市内で移動スーパーを開始したことを受け、地域見守り活動に関しての協力関係が整い、協定式を行います。

●取り組み内容

市と協定を締結した事業者は、市内において事件・事故等の危険を察知したときや、個人宅を訪問した際に異変を感じた際には、市や警察署、消防署に通報します。

●今回の協定内容

2024年1月15日から株式会社スズキヤが市内で移動スーパーを開始したことを受け、地域見守り活動に関しての協力関係が整い、協定締結の合意が得られました。

○締結者：株式会社スズキヤ、逗子警察署、逗子市社会福祉協議会、逗子市

○協定に基づく協力事項（株式会社スズキヤの役割）

- ① 日常業務の範囲内において、高齢者や子ども等の見守りに努めるとともに、住民の日常生活に異変を感じた場合は市へ連絡を行う。
- ② 事件・事故等の危険を察知したときや生命の危険が予見される等緊急の対応を要するときは、逗子警察署又は逗子市消防署へ通報を行う。
- ③ 本協定に基づく見守り活動を行う中で、高齢者を中心とした地域住民の買い物における不便の解消や、従業員に対する認知症の理解促進等の取り組みの推進を行う。

●協定式

日時：2024年3月12日（火）15時～16時

場所：市庁舎3階庁議室

出席者：株式会社スズキヤ会長、逗子警察署長、逗子市社会福祉協議会会長、逗子市長

●地域見守り活動とは

2013年6月から、市では、個人宅を訪問する等、日々の暮らしに密接に関連する事業者と地域見守り活動に関する協定を締結しています。この協定は、事業者が業務の中で高齢者や子ども等の見守りを行い、支援が必要な状態に気づいた場合に行政の支援につなげるものです。地域の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目的としています。

【付属資料】

資料1：地域見守り活動に関する協定書

本件に関するお問い合わせ先：

福祉部社会福祉課社会福祉係 河合

電話：046-873-1111 内線 210